京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(平成30年3月29日京都市条例第26号)(都市計画局都市企画部都市計画課)

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行により生産緑地法の一部が改正され、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で定めることができることとなったことに伴い、当該条件を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 26 号

京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法(以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方 メートル以上の規模の区域であることとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)